

香川大学図書館寄附資料受入に関する申合せ

令和 5 年 3 月 29 日 図書館会議承認

香川大学図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に基づき、香川大学図書館に寄附される資料（以下「寄附資料」という。）の受入に関して次のとおり定める。

1. 寄附資料の受入は、香川大学（以下「本学」という。）の教育及び研究の基盤となる資料を充実、補完することを目的とする。
2. 次に該当する資料は原則として受け入れる。
 - (1) 本学の教職員の著作物
 - (2) 本学の刊行物
 - (3) 郷土資料
 - (4) 本学教職員が科学研究費補助金により取得したもの
 - (5) 本学の学位論文
 - (6) 官公庁及び他大学の刊行物、報告書等
 - (7) 近刊の専門学術書
 - (8) 歴史的・学術的価値の高い史資料、古典籍等
 - (9) その他、館長、分館長が必要と認めたもの
3. 次に該当する資料は原則として受け入れない。
 - (1) 収集方針に合致しないもの
 - (2) 同一資料を既に所蔵しており、複本の必要がないもの
 - (3) 寄附のための条件や、利用および管理に制限が課せられるもの
 - (4) 広告、宣伝等を目的とするもの
 - (5) 汚損、破損がひどいもの
 - (6) 同一内容のものが電子的に無償公開されているもの
 - (7) その他、館長、分館長が適当でないと判断したもの

附則

この申合せは、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。